

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画
(概要版)

平成29年3月

射 水 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 1 第2次計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	3
第2章 ごみ処理基本計画	4
2. 1 ごみ処理の現状と課題	4
(1) ごみ排出量の推移	4
(2) 課題の整理	6
2. 2 ごみ処理基本計画	7
(1) 基本理念	7
(2) 基本方針	7
(3) 計画目標（数値目標）の設定	8
(4) 基本方針に基づく施策の展開	10
第3章 生活排水処理基本計画	12
3. 1 生活排水処理の現状	12
(1) 生活排水処理施設の施設整備率	12
(2) 射水市衛生センターにおける搬入量の状況	13
3. 2 生活排水処理基本計画	14
(1) 基本理念	14
(2) 基本方針	14
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	15
(4) 生活排水の処理体系	15
(5) 生活排水の処理計画	16
(6) し尿・汚泥の処理計画	19

第1章 はじめに

1.1 第2次計画策定の趣旨

射水市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に現射水市一般廃棄物処理基本計画書(H19～H28)（以下、「第1次計画」という。）を策定し、平成24年6月の一部改訂（後期計画）後も毎年フォローアップを行っており、今年度で計画の最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、ごみの4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組んできたところです。

一方、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、近年の社会・経済状況を踏まえた循環型社会形成のための取り組みを進めることとしています。また、平成28年5月15日・16日に開催された「G7 富山環境大臣会合」では、資源効率性・3Rの実現に向けた「富山物質循環フレームワーク（共通のビジョン）」が採択されており、この中で示されたごみ関連分野の目標や具体的な事例として、

- ・規制的手法に加えて、事業者による自主的な取り組みの推進
- ・災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設等の整備等
- ・地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策
- ・具体的な例として、食品ロス・食品廃棄物対策

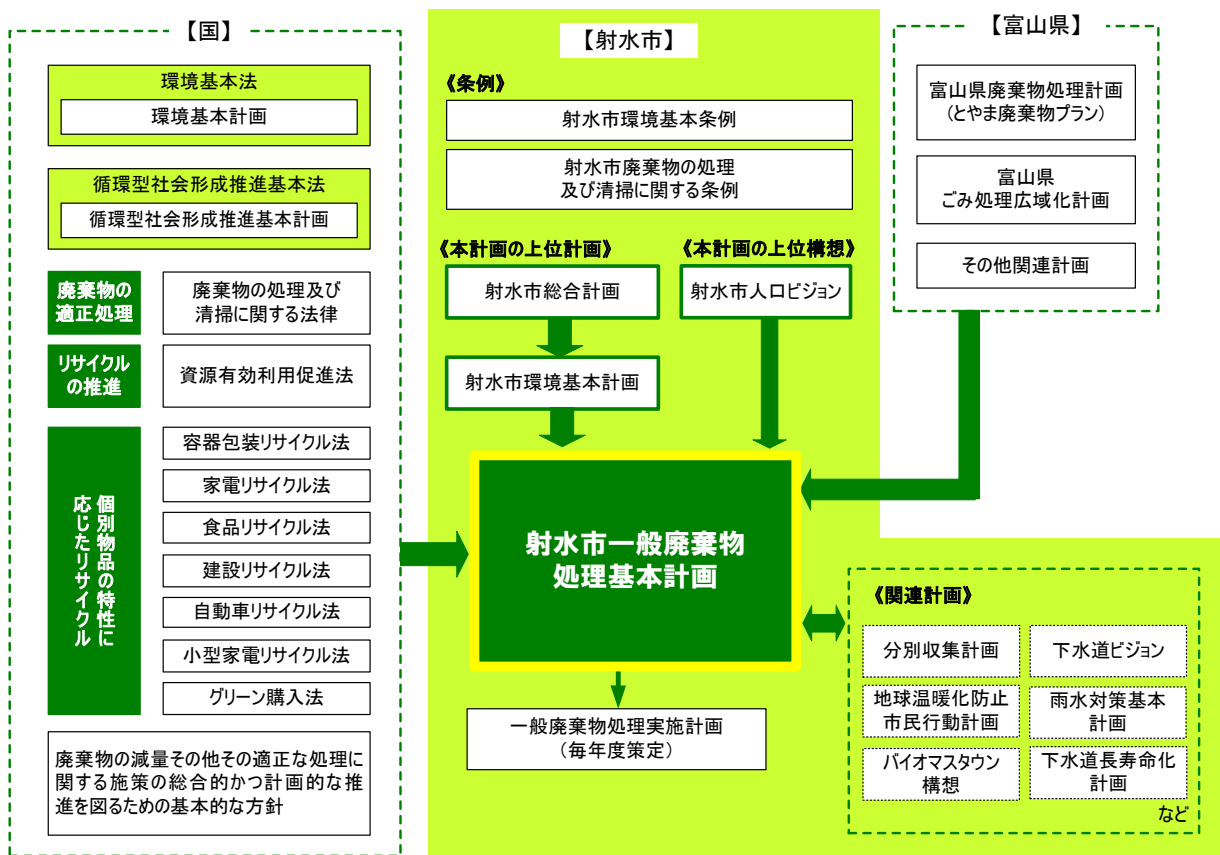
が挙げられていることから、今後は開催県である富山県内の自治体のみならず、広く国内において、これらの取り組みが加速していくことが考えられます。

本市においても、市内の一般廃棄物処理の現況やこれまでの取り組みを検証した上で平成29年度から平成38年度までの10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる循環型社会の推進を実現していくため、「第2次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」をここに策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.5 計画の期間

本計画の計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成29年度から平成33年度までを前期、平成34年度から平成38年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成33年度、後期末の平成38年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針^{※1}に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

- ※1①「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
 ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

表1-5-1. 本計画の計画期間と目標年度

項目	平成29年度 (2017年度)	...	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	...	平成38年度 (2026年度)
一般廃棄物 処理基本計画	← 前期			後期 →		

1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位構想である「射水市人口ビジョン^{※2}」の将来人口(国勢調査)の増減率を用いて設定します。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

- ※2 出典：「射水市人口ビジョン 平成27年10月 射水市」

表1-6-1. 将来指標(将来人口)

出典	実績 平成27年度	将来見込み	
		前期目標年度 平成33年度	後期目標年度 平成38年度
射水市人口ビジョン 出典：国勢調査 (各年度10月1日現在)	92,308	89,601	87,485
本計画 出典：住民基本台帳人口 (各年度3月末日現在)	94,147	91,386	89,228

注記1) 射水市人口ビジョンの平成27年度実績値は、国勢調査の確定値。

注記2) 将来見込みは、「射水市人口ビジョン」に示された平成32年度(90,033人)、平成37年度(87,956人)、平成42年度(85,679人)の人口将来見込み値を基に推定した。

第2章 ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

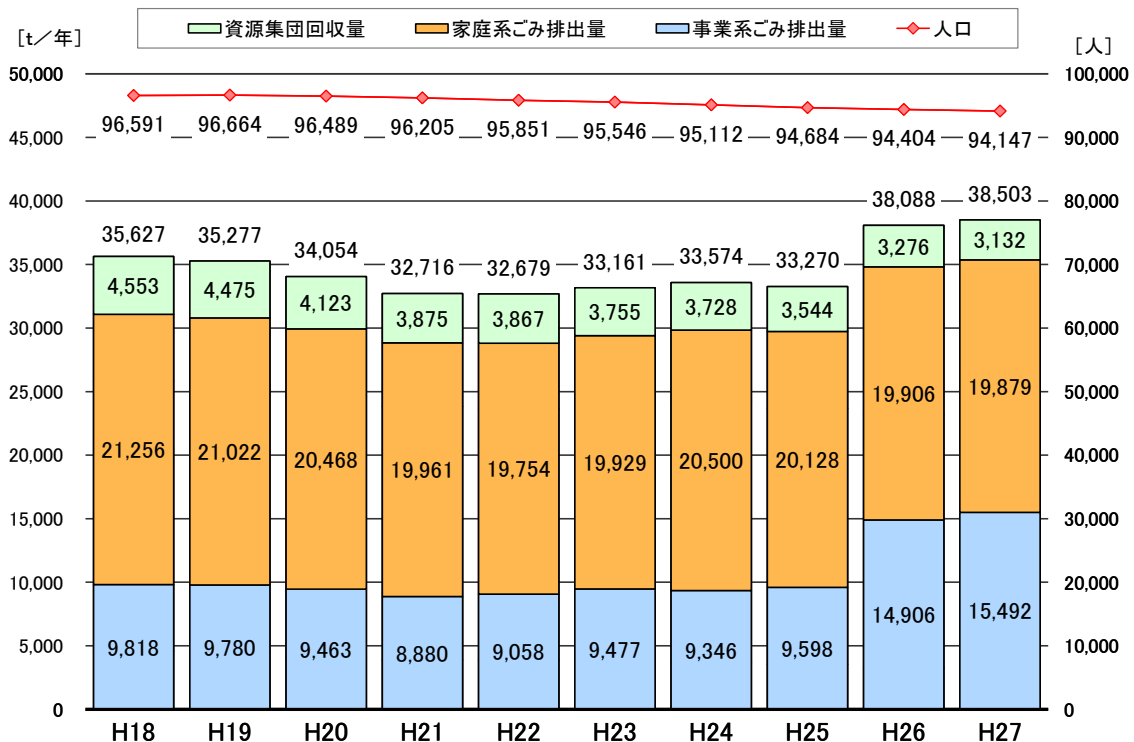
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を、図2-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、減少傾向にあり、過去10年間で2.5%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量も平成25年度までおおむね減少傾向にありました。しかし、平成26年度から事業系資源ごみ*を新たに把握したことで、過去10年間で8%の増加となっています。[従来通りの対象ごみの場合(以下、「従来の場合」という。)、過去10年間で7%減少となっていました。]

平成27年度における一般廃棄物の年間排出量は38,503 tであり、その内訳は、資源集団回収量が3,132 t (構成比8.1%)、家庭系ごみ排出量が19,879 t (同比51.6%)、事業系ごみ排出量が15,492 t (同比40.2%) となっています。

*事業系資源ごみの種類は、堆肥化や飼料化、燃料(固形燃料[RDF、RPF]を除く)化となるごみの他、粗大ごみとなっている。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
資源集団回収量	12.8%	12.7%	12.1%	11.8%	11.8%	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%
家庭系ごみ排出量	59.7%	59.6%	60.1%	61.0%	60.4%	60.1%	61.1%	60.5%	52.3%	51.6%
事業系ごみ排出量	27.6%	27.7%	27.8%	27.1%	27.7%	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%

注記(1) 人口の出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。）射水市市民生活部市民課

注記(2) 表記の際にご端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記(3) 平成26年度以降の事業系ごみ排出量には、事業系資源ごみ量を含む。

図2-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を、図2-1-2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量はおおむね減少傾向にありましたが、平成26年度から事業系資源ごみを新たに把握したことで、過去10年間（平成18年度比）で10%増加[従来の場合、5%減少]しました。なお、平成21年度を底値として、その後は増加傾向となっています。

平成27年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は1,117g/人・日[従来の場合、958g/人・日]となっています。

イ. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日平均排出量は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で4%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後はゆるやかに減少してきています。

平成27年度における家庭系ごみの1人1日平均排出量は577g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

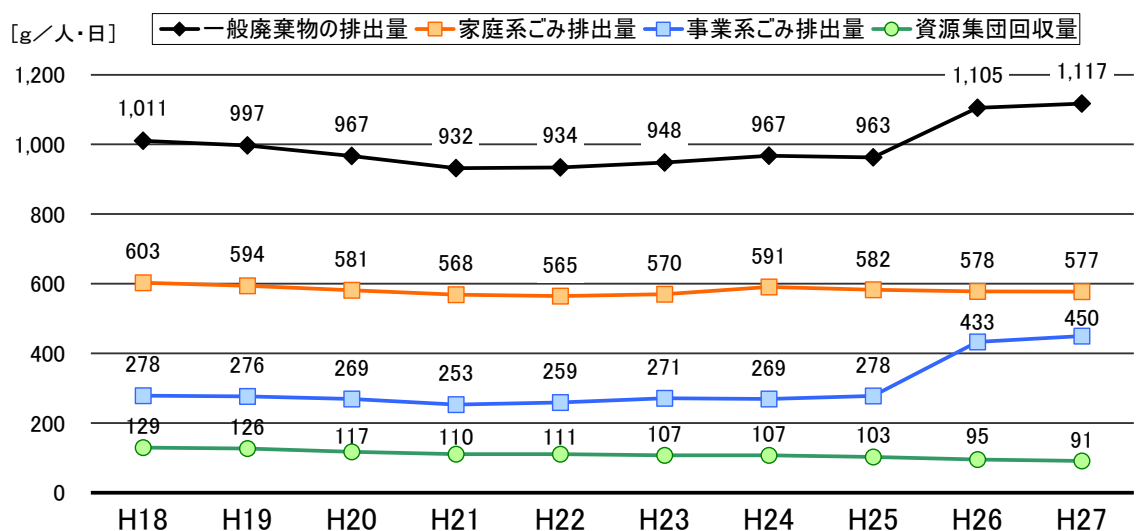
事業系ごみの1人1日平均排出量は微増傾向にあり、平成26年度から事業系資源ごみを新たに把握したことで、過去10年間（平成18年度比）で62%増加[従来の場合、5%増加]しました。なお、平成21年度を底値として、年々増加傾向してきています。

平成27年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は450g/人・日[従来の場合、291g/人・日]となっています。

エ. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、平成18年度以降、減少傾向が続いており、過去10年間（平成18年度比）で29%減少しました。

平成27年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は91g/人・日となっています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

図2-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移

(2) 課題の整理

国内の背景や市内のごみ処理の現況を踏まえた上で、本市のごみ処理に係る課題を以下に示します。

項 目	主 な 課 題
ごみ の 減 量 化 ・ 資 源 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日ごみ排出量は、従来の場合の過去10年間をみると減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると若干高値であることから、今後より一層のごみの減量化が必要である。 ・ 家庭系ごみの減量化の要因として、資源集団回収量と燃えないごみの減少が挙げられる。その一方、焼却処理量の割合が微増傾向にあることから、特に焼却処理量の削減につながるごみの減量化に合わせて、資源化の促進を講じる必要がある。 ・ ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が増加傾向にある。その要因として、焼却処理量の削減がほぼ進んでいないことが挙げられる。このため、特に焼却処理量の削減につながるごみの減量施策を講じる必要がある。 ・ 平成27年度現在における本市の再生利用量に占める資源集団回収量と直接資源化量の割合が、従来の場合には59%（中間処理後再生利用量は残りの41%）であるため、本市では、市民や事業者によるごみの分別排出度合いが再生利用率の増減に大きく寄与していることになる。このため、市民や事業者に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請する必要がある。 ・ 平成26年度以降、事業者間の資源ごみの把握を開始したように、市以外の者が処理する一般廃棄物の実態把握に努めていく必要がある。
収 集 ・ 運 搬 中 間 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の中間処理量の80%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要がある。 ・ 家庭系焼却量については、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙、布類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請する必要がある。 ・ 事業系焼却量については、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要がある。 ・ 焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な資源化・減量化対策を検討する必要がある。 ・ 現在、熔融スラグを覆土利用しているが、今後、クリーンピア射水における灰熔融処理の存続の有無や、焼却残渣物の有効活用方策の検討も含めて、中間処理の体制を見直す必要がある。
最 終 処 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用方策を引き続き検討する必要がある。

2.2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

本計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、第1次後期計画の基本理念を継続していきます。

**限りある資源を大切に
協働で創る循環型社会のまち いみず**

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させる必要があります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針は、次のとおりとします。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 －発生回避・発生抑制・再使用－
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 －分別・再生利用－
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 －適正処理・処分－
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 －体制・しくみづくり－

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」に示しています。

(3) 計画目標(数値目標)の設定

本市のごみ処理における現況と課題を踏まえた上で、本計画の目標を以下のとおり設定します。

計 画 目 標		実 績		目 標	
		平成18年度	平成27年度	平成33年度	平成38年度
		[基準年度の10年前]	[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
人 口		96,591人 (103)	94,147人 (100として)	91,386人 (97)	89,228人 (95)
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	93 (35,627 t)	100として (38,503 t)	92以下 (35,500 t)	85以下 (32,800 t)
		108 (35,627 t)	100として (33,021 t)		
資 源 化 目 標	再生利用率	20.7 %	30.9%	33.5%以上	36.0%以上
埋 立 量 の 削 減 目 標	年 間 最終処分量	123 (3,929 t)	100として (1,729 t)	89以下 (1,540 t)	80以下 (1,390 t)

注記) 網掛け部分は、従来の場合の量を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日ごみ排出量(次頁の活動指標③-1参照)は、従来の場合、過去10年間で約5%減量することができた。 本計画では、更に倍となる10%減量[H27基準]を目指し、年間ごみ排出量で15%のごみの減量化を図ることを目標とする。 	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資源化目標	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用率は、平成26年度以降、事業系資源ごみを新たに把握したことで、平成27年度では30.9%まで増加している。 本計画では、国の目標上昇率(8年間で6%=1年間で0.75%)と県の目標上昇率(8年間で2%=1年間で0.25%)の間をとって、1年間で0.5%の上昇を目安とし、10年間で5%上昇の36.0%以上を目標とする。 	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋立量の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 年間最終処分量は、過去10年間で23%削減することができた。 本市の1人1日最終処分量は、全国平均からみても富山県平均からみても低いことから、年間最終処分量の20%以上の削減を目標とする。 	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するため、以下の活動指標を新たに設けることで、本計画の進捗状況を継続的に検証することとしています。

活動指標			単位	実績		目標	
				平成18年度	平成27年度	平成33年度	平成38年度
				[基準年度の10年前]	[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
① 家庭系	①-1	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを含まない。)	g/人・日	561	537	497	461
	①-2	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	732	668	636	605
	①-3	市民1人1日あたりの家庭系焼却処理量	g/人・日	506	498	460	426
② 事業系	②-1	事業系ごみの年間排出量	t/年	9,818	15,492	14,200 以下	13,100 以下
	②-2	事業系ごみの年間焼却処理量	t/年	9,231	9,652	8,400 以下	7,200 以下
③ 家庭系 + 事業系	③-1	市民1人1日あたりのごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	1,011	1,117	1,062	1,006
				1,011※	958※		
			指数	90.4	100 として	95	90
	105.4※	100※ として					
③-2	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	111	50	46	42	

※ 網掛け部分は、従来の場合の量を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標（数値目標）を達成するために、市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項目	主な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生回避・発生抑制・再使用】</p>	<p>環境教育と啓発活動による意識改革の推進</p>	<p>①環境教育・環境学習の推進 ②ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ごみを作らない・出さない行動の推進</p> <p>家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進</p>	<p>①資源集団回収の推進に向けた啓発・支援 ②生ごみの減量化を促進するための啓発・支援 ③容器包装類の削減のための周知・啓発 ④不用品等の再使用促進のための啓発・支援 ⑤家庭系ごみ減量化方策の調査・研究</p>
	<p>事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進</p> <p>市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進</p>	<p>①事業所の自主的な取り組みの啓発・支援 ②事業系ごみ減量化方策の調査・研究 ①市庁舎等の行政施設における4Rの推進 ②市主催の催事場等における4Rの推進</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】</p>	<p>家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底</p>	<p>①分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底 ②違反ごみ等への対応</p>
	<p>事業系ごみの排出管理の徹底</p>	<p>①ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底 ②新たな資源化促進制度導入の検討</p>
	<p>品目別の資源化の推進</p>	<p>①容器包装類の資源化事業の推進 ②古紙類の資源化事業の推進 ③生ごみの資源化事業の推進 ④剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進 ⑤「水銀に関する水俣条約」への対応 ⑥その他資源化事業の推進</p>
	<p>循環型ビジネスへの支援</p>	<p>①民間施設の活用と施設整備に係る支援 ②資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p>

基本方針	項目	主な施策
<p>3 安心な適正処分の推進 環境への負荷が小さい安全で 【適正処理・処分】</p>	適正な収集運搬体制の維持	<p>①効率的な収集・運搬体制の整備</p> <p>②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援</p>
	適正な処理体制の維持	<p>①市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>②民間活用の促進による事業の効率化の推進</p> <p>③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p>
	災害廃棄物への対応	<p>①「災害廃棄物処理計画」の推進</p>
<p>4 計画の実現に向けた体制整備 【体制しくみづくり】</p>	協働を促進するための情報共有	<p>①情報管理・情報開示システムの充実</p> <p>②事業評価の実施</p>
	環境美化・生活環境保全の推進	<p>①まちの環境美化推進</p> <p>②不法投棄の防止対策の推進</p> <p>③不適正処理の防止対策の推進</p>
	連携・協働の促進	<p>①市関係部局との連携</p> <p>②国・県・県内市町村・警察との連携</p> <p>③燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立</p> <p>④市民協働のまちづくりの推進</p> <p>⑤自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成</p>

第3章 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理施設の施設整備率

平成27年度における本市の施設整備率は99.2%となっています。

富山県平均の96.1%や全国平均の89.9%と比較すると、本市の施設整備率は高い状況となっています。

表3-1-1. 全国・富山県・本市における施設整備率 [平成27年度末、単位：万人]

区分	施設整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	89.9%	12,766	11,474	9,926	358	23	1,167
富山県	96.1%	107.7	103.5	90.2	9.4	0.3	3.6
射水市	99.2%	9.4 (94,147人)	9.3 (93,430人)	8.1 (81,931人)	1.0 (10,074人)	—	0.1 (1,425人)

注記1) 施設整備率（污水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$$

注記2) 国と県の値は、「平成27年度末の污水処理人口普及状況について 平成28年9月5日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(2) 射水市衛生センターにおける搬入量の状況

下水道等の生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年間搬入量は漸減傾向にあります。特にし尿の減少が目立っており、平成18年度から平成27年度の10年間で60%減少しています。また、浄化槽汚泥では24%、全体でも34%の減少がみられます。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.5~2.0ℓ/人・日、浄化槽汚泥が1.3~1.6ℓ/人・日の範囲で推移しており、平成27年度では両者は同程度の排出量となっています。

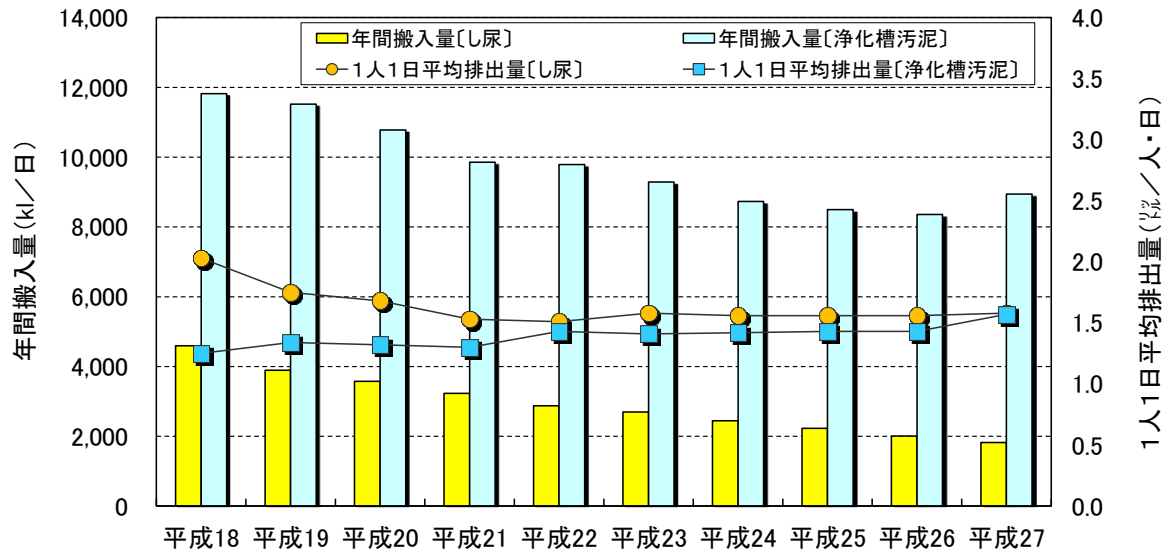


図3-1-1. 搬入量の状況 [平成18~27年度]

表3-1-2. 搬入量の状況 [平成18~27年度]

NO	種別	項目	単位	閏年											
				平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27		
1	し尿		kl/年	4,591.7	3,891.1	3,573.1	3,231.6	2,876.6	2,696.3	2,447.8	2,229.8	2,004.3	1,823.3		
2	浄化槽汚泥		kl/年	11,820.6	11,519.8	10,779.0	9,853.4	9,787.5	9,286.7	8,730.4	8,494.2	8,355.8	8,941.2		
3	計		kl/年	16,412.3	15,410.9	14,352.2	13,085.0	12,664.1	11,983.0	11,178.2	10,724.0	10,360.1	10,764.5		
4	浄化槽汚泥の混入率		%	72.0%	74.8%	75.1%	75.3%	77.3%	77.5%	78.1%	79.2%	80.7%	83.1%		
5	し尿	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	85	78	70	63	59	53	49	44	40		
6	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	97	91	83	83	79	74	72	71	76		
7	計	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	94	87	80	77	73	68	65	63	66		
8	し尿	1日平均搬入量	kl/日	12.6	10.6	9.8	8.9	7.9	7.4	6.7	6.1	5.5	5.0		
9	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	32.4	31.5	29.5	27.0	26.8	25.4	23.9	23.3	22.9	24.4		
10	計	1日平均搬入量	kl/日	45.0	42.1	39.3	35.9	34.7	32.7	30.6	29.4	28.4	29.4		
11	し尿	1人1日平均排出量	ℓ/人・日	2.03	1.75	1.68	1.53	1.51	1.58	1.56	1.56	1.56	1.58		
12	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	ℓ/人・日	1.25	1.34	1.32	1.30	1.43	1.41	1.42	1.43	1.43	1.57		

■参考:生活排水処理形態別人口(処理人口)の推移

13	し尿	汲み取り便所	人	6,212	6,086	5,837	5,800	5,220	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159
14	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	人	12,228	10,922	10,179	8,773	6,555	6,151	4,658	4,206	4,050	3,867
		合併処理浄化槽	人	3,189	2,383	2,080	1,818	1,783	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860
		農業集落排水施設	人	10,458	10,203	10,151	10,217	10,362	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858
		小計	人	25,875	23,508	22,410	20,808	18,700	17,980	16,818	16,232	15,960	15,585
15	計	し尿+浄化槽汚泥	人	32,087	29,594	28,247	26,608	23,920	22,655	21,128	20,149	19,474	18,744

3.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1

生活排水処理区域の拡大

公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

基本方針3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針4

し尿処理施設の適正な運転管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な運転を行います。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体を表3-2-1に示します。

表3-2-1. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成28年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	射水市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設（射水市衛生センター）		し尿及び浄化槽汚泥	射水市

(4) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系図を図3-2-1に示します。

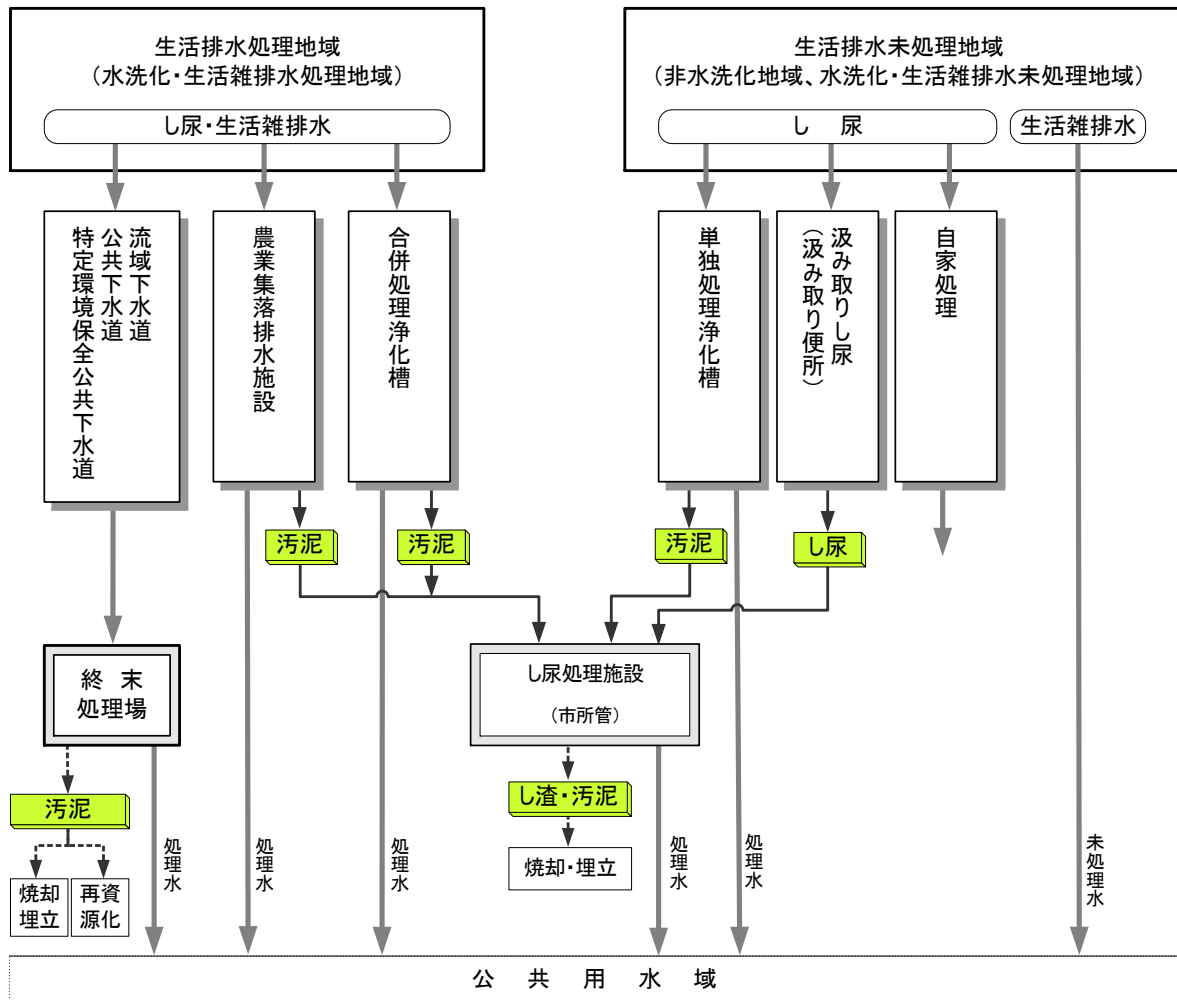


図3-2-1. 生活排水の処理体系図

[平成28年4月現在]

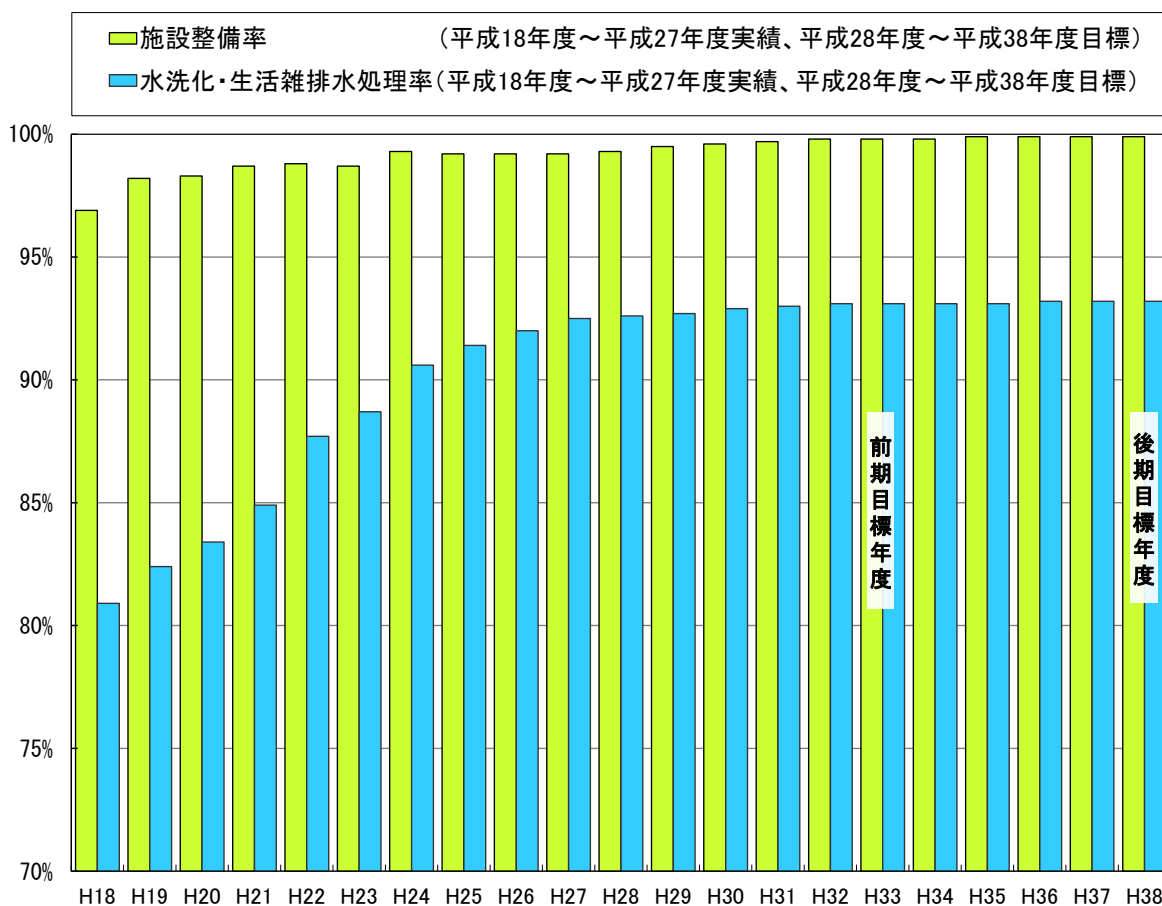
(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標(数値目標)を表3-2-2に掲げます。

表3-2-2. 目標年度における計画目標(数値目標)

計画目標	平成27年度 (実績)	平成33年度 (前期目標年度)	平成38年度 (後期目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.2%	99.8%	99.9%
水洗化・生活雑排水処理率	92.5%	93.1%	93.2%



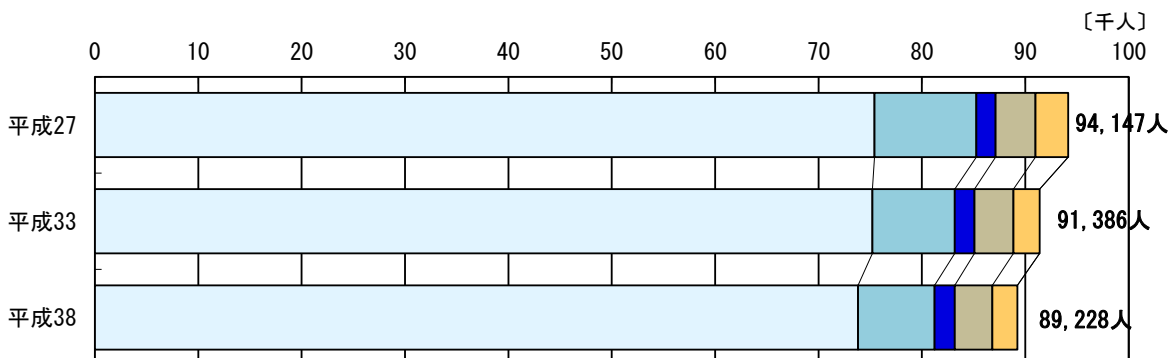
② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表3-2-3に示すとおりです。

表3-2-3. 目標年度における生活排水処理形態別人口

射水市全域【住民基本台帳】				単位	実績	前期目標年度 5年目 平成33	後期目標年度 10年目 平成38		
					平成27				
行政区城内人口				人	94,147	91,386	89,228		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	65,400	63,806	62,315	
				特定環境保全公共下水道	16,531	17,792	17,733		
			小計	81,931	81,598	80,048			
		農業集落排水施設	10,074	8,160	7,611				
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	1,425	1,467	1,502			
		水洗化・生活雑排水処理人口計				93,430	91,225	89,161	
		施設整備率				%	99.2%	99.8%	99.9%
		計画処理区域内人口計				人	94,147	91,386	89,228
		計画処理区域外人口計					0	0	0
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	61,031	59,544
特定環境保全公共下水道	14,372					15,670	15,658		
小計	75,403				75,214	73,809			
農業集落排水施設	9,858			7,962	7,424				
合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外			1,425	1,467	1,502			
下水道の処理開始公示済み区域内	435			435	435				
小計	1,860			1,902	1,937				
水洗化・生活雑排水処理人口計				87,121	85,078	83,170			
水洗化・生活雑排水処理率				%	92.5%	93.1%	93.2%		
水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕				人	3,867	3,785	3,635		
非水洗化人口					3,159	2,523	2,423		
〔汲み取り便所〕				0	0	0			
〔自家処理〕									
計画処理区域内人口計				人	94,147	91,386	89,228		
計画処理区域外人口計					0	0	0		
し尿処理施設 計画収集人口				人	18,744	16,172	15,419		
し尿 汲み取り便所				3,159	2,523	2,423			
浄化槽汚泥 合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設				15,585	13,649	12,996			

下水道
 農業集落排水施設
 合併処理浄化槽
 単独処理浄化槽
 汲み取り便所
 自家処理



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算したものを示しました。

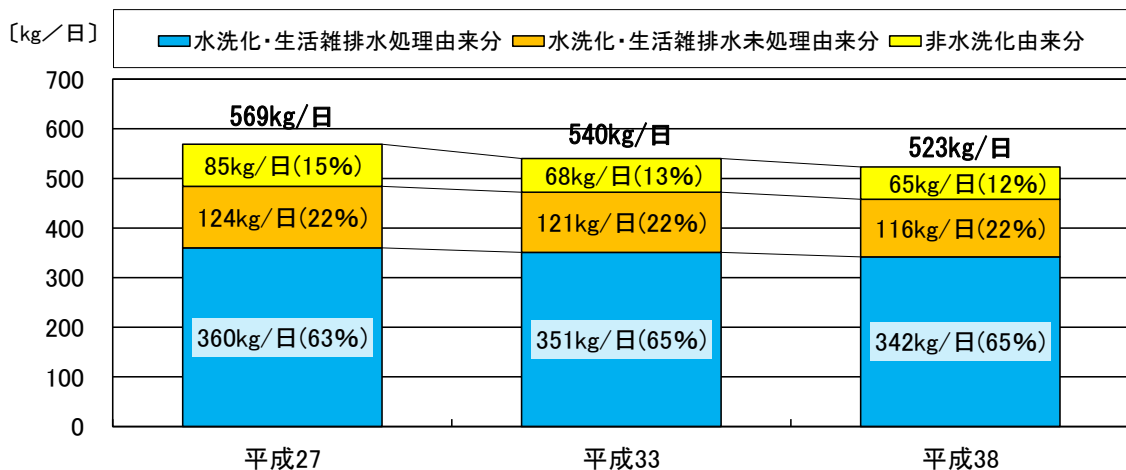
これによると、平成27年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成33年度では約5%削減、平成38年度では約8%削減が見込まれます。

表3-2-4. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果 [BOD汚濁負荷量換算]

射水市全域【住民基本台帳】			単位	実績 平成27	前期目標年度	後期目標年度
					5年目 平成33	10年目 平成38
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口		人	94,147	91,386	89,228
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	75,403	75,214	73,809
			農業集落排水施設	9,858	7,962	7,424
			合併処理浄化槽	1,860	1,902	1,937
	水洗化・生活雑排水処理人口計			87,121	85,078	83,170
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕			3,867	3,785	3,635
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕		3,159	2,523	2,423
		〔自家処理〕		0	0	0
計画処理区域内人口計			94,147	91,386	89,228	
計画処理区域外人口計			0	0	0	
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口		BOD汚濁負荷量 kg/日	569	540	523
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 4g	302	301	295
			農業集落排水施設 5g	49	40	37
			合併処理浄化槽 5g	9	10	10
	水洗化・生活雑排水処理人口計			360	351	342
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕 32g			124	121	116
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕 27g		85	68	65
		〔自家処理〕 27g		0	0	0
計画処理区域内人口計			569	540	523	
計画処理区域外人口計			0	0	0	
BOD汚濁負荷量の削減割合【平成27年度を100%とした場合】			%	100.0%	94.9%	91.9%

注記 BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、BOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。

〔計算例〕 下水道 (H38のBOD汚濁負荷量) : $73,809 \times 4 \text{g/人} \cdot \text{日} \times 10^{-3} \approx 295 \text{kg/日}$



(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

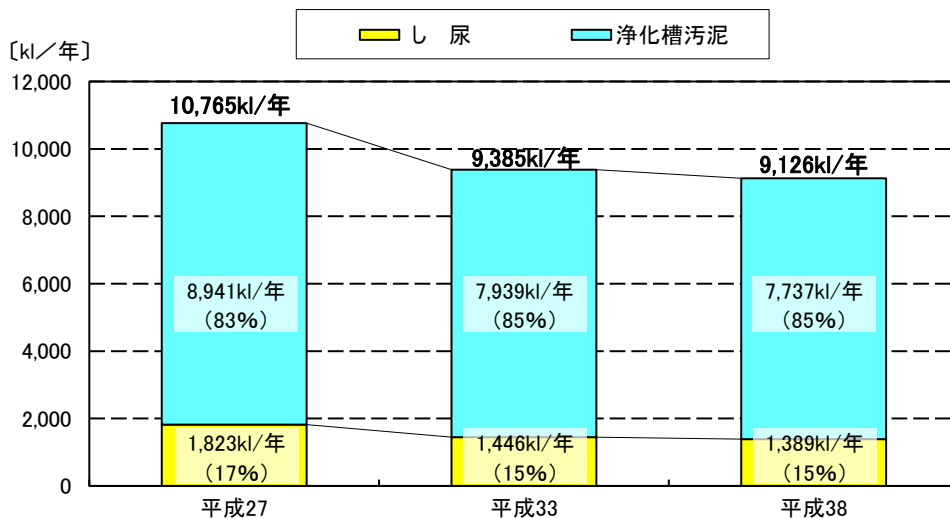
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少することが見込まれます。

年間発生量は平成27年度の10,765kl/年から、平成33年度には9,385kl/年に減少(約13%減少[平成27年度比])し、平成38年度には9,126kl/年に減少(約15%減少[同比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成33年度に25.71kl/日、平成38年度に25.01kl/日となる見込みです。

表3-2-5. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績		前期目標年度		後期目標年度	
		平成27	平成33	5年目		10年目	
				平成33	平成38	平成38	平成38
		浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合
計画年間処理量	し尿	kl/年	1,823	1,446	1,389		
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/年	3,823	3,454	3,317	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/年	2,942	2,770	2,821	
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	2,176	1,715	1,599	84.8%
	小計	kl/年	8,941	7,939	7,737		
	計画年間処理量 計	kl/年	10,765	9,385	9,126		
	%	100.0%	87.2%	84.8%			
計画日平均処理量	し尿	kl/日	4.98	3.96	3.81		
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/日	10.44	9.46	9.09	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/日	8.04	7.59	7.73	84.8%
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	5.95	4.70	4.38	
	小計	kl/日	24.43	21.75	21.20		
	計画日平均処理量 計	kl/日	29.41	25.71	25.01		



イ. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成27年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は83%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、漸増傾向となることが見込まれます。

表3-2-6. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成27	平成33	平成38
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	83%	85%	85%

② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃污水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。また、処理後の残渣物は、し渣と余剰汚泥があり、これらは、射水市衛生センターにて焼却処理後、市所管の野手埋立処分場にて埋立処分しています。

処理体制は、当面の間はこれまで通りに安定かつ適正に処理していきますが、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく予定です。



第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

平成29年3月
